

田原市地域クラブ活動団体認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田原市立中学校の生徒（以下「生徒」という。）が将来にわたり地域の実情に応じて、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、生徒の休日の活動の受け皿となる田原市地域クラブ活動団体（以下「地域クラブ活動団体」という。）の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の要件)

第2条 地域クラブ活動団体の認定を受けることができるものは、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 田原市内を拠点に活動していること。
- (2) 原則として、スポーツ部門は10名以上、文化部門は3名以上の生徒が加入し、生徒の自主的かつ自発的な参加により活動を行っている団体であること。ただし、田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 活動日は、原則として土曜日又は日曜日のいずれかを含むものとし、1日の活動時間は概ね3時間程度とすること。
- (4) 将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保し、心身の健全育成の機会となることを目的として活動すること。
- (5) 教育委員会が認定する活動代表者及び指導員を置き、指導を行うこと。
- (6) スポーツ安全保険等の傷害保険及び損害賠償保険に加入すること。
- (7) 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること。
- (8) 営利を目的とした運営ではないこと。
- (9) 活動上知り得た個人情報について、適切に管理されていること。

(認定の申請)

第3条 地域クラブ活動実施主体（以下この条において「実施主体」という。）

は、地域クラブ活動団体認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 会則、規則その他の実施主体の概要が分かる書類
- (2) 構成員名簿（様式第2号）
- (3) 年間活動計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定により提出された書類等については、原則として返却しないものとする。

(認定の決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定により書類等が提出された場合は、内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該実施主体を地域クラブ活動団体と認定し、地域クラブ活動団体名簿（様式第3号）に記載するとともに、地域クラブ活動団体認定証（様式第4号）により、認定した旨を当該地域クラブ活動団体に通知するものとする。

(認定内容の変更・廃止)

第5条 前条の規定により認定された地域クラブ活動団体（以下「認定団体」という。）は、第3条の規定により届け出た内容に変更があったときは、地域クラブ活動団体認定内容変更届（様式第5号）に必要な書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。

2 認定団体は、地域クラブ活動を行わなくなったときは、地域クラブ活動団体認定取消願（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。

3 教育委員会は、認定団体が第2条に掲げる要件のいずれかを満たさないと

認めるとき又は認定団体から前項の規定による届出があったときは、当該認定団体の認定を取り消すことができるものとする。

(代表者及び指導員)

第6条 認定団体は、地域クラブ活動における代表者及び指導員を置く。

2 代表者及び指導員は、教育委員会が委嘱する。

3 代表者及び指導員の任期は委嘱の日から当該日の属する年度末までとし、再任は妨げない。

4 代表者は、認定団体の安全かつ健全な運営に努めるものとする。

5 指導員は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有していること。

(2) 委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者（高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍する者を除く。）であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。

6 指導員は、市が示す指導員研修会を受講し、認定団体の実技指導及び事故防止に努めるものとする。

7 代表者は、指導員を兼ねることができるものとする。

8 指導員の定数は別表1の範囲内とする。

9 教育委員会は、代表者又は指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

(1) 代表者又は指導員本人から退任の申出があったとき。

(2) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(責任の所在、事故等への対応)

第7条 代表者又は指導員は、活動中に事故等が発生したときは、当該情報を

速やかに教育委員会に報告しなければならない。

2 活動中の事故等については、教育委員会はその責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域クラブ活動団体の認定について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 地域クラブの認定並びに代表者及び指導員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

別表1

クラブ生徒数	指導員数	備考
～10人	1人	
11人～20人	2人	
21人～30人	3人	
31人～40人	4人	
41人～50人	5人	
51人～60人	6人	
61人～70人	7人	
71人～80人	8人	
81人～90人	9人	
91人～100人	10人	